

別記様式第1号（第7条関係）

平成29年 4月 21日

長岡京市議会議長  
上 村 真 造 様

会 派 名 平成自由クラブ  
経 理 責 任 者 名 八 木 浩

平成28年度政務活動費収支報告について

長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり 平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

## 平成28年度政務活動費収支報告書

会派名 平成自由クラブ

### 1 収 入

政務活動費 150,000 円

### 2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費	15,648	地方議会総合研究所セミナー参加費
調査旅費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	32,900	週刊ダイヤモンド、吉田地図
広聴費	0	
事務費	4,464	複写機使用料、ペン替芯
その他の経費	0	
合 計	53,012	

3 残 額 96,988 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

# 平成28年度 政務活動費 領収書明細一覧

NO.1

期間:平成28年4月から平成29年3月

会派名 平成自由クラブ

## 研究研修費

1. H29 2/15 地方議会総合研究所「質問力で担う政策議会」

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	NO.
研修費	2/9	「質問力で担う政策議会」@15,000円×1名	15,000	地方議会総合研究所	1
	2/9	振込手数料	648	京都銀行	2
			小計		15,648 円

**研究研修費 計 15,648円**

## 資料購入費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	NO.
図書購入費	4/6	週刊ダイヤモンド4月から3月 24,500/年 50冊	24,500	週刊ダイヤモンド	3
	10/5	吉田地図(長岡京市版)	8,400	辻文具店	4
			小計		32,900

**資料購入費 32,900円**

## 事務費

分類	日付	内容	金額(円)	支払先・領収書	NO.
事務用品	11/16	パイロットペン替芯9本	874	(株)西文堂	5
コピー代	11/22	複写機使用料負担金(4~9月)	2,700	長岡京市役所	6
コピー代	4/12	複写機使用料負担金(10~3月)	890	長岡京市役所	7
			小計		4,464

**事務費 4,464円**

**平成28年度政務活動費 合計 53,012円**

領収書 添付用紙

NO. 1

研究調査費 ① ②

預金払戻請求書 による振込受付書 (兼振込手数料受取書)  
預金口座振替

電信扱

### 振込金受取書

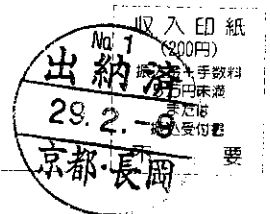
年 月 日  
年 月 日  
 29. 2. - 9

京都銀行	銀行 借金 借組 股協 労金	
お受取人 株式会社 地方議会総合研究所	お振込金額 15000 円	
ご依頼人 平成自由クラブ 会計 八木 浩	フリガナ （カ）チホウキ "カイソウコ"ウ ケンキエウシ "ヨ ヘイセイシ "エウクラブ" カイ ケイ ヤキ "ヒロシ	
（おとこ）長岡京市岡田1丁目1-1 長岡京市議会事務局 （日中のご連絡先）025-955-3148	手数料 （消費税込み）	未領収 （後納扱）
	領収済	648 円

当行をご利用いただきましてありがとうございます。  
今後ともよろしくお願い申し上げます。

株式会社 京都銀行

長岡支店



\* 振込依  
\* やむを

## 領収証

No. ....

平成自由クラブ 様

平成29年2月15日

金額 **¥15,000**

内	
消費税等	
現金	

但 2月15日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました



〒152-0032

東京都目黒区平町1-9-15

株式会社 地方議会総合研究所



コードNo.31010 ②

領収書 添付用紙

NO. 2

資料購入費 ③ ④

617-8501 310AN3000165#  
京都府長岡京市  
開田1-1-1

039711094



京都府長岡京市役所  
議会事務局  
平成自由クラブ 様

ダイヤモンド社

〒150-8409 東京都渋谷区神宮前

お問い合わせ先

ダイヤモンド・サービスセンター 予約購読係  
〒163-8791 新宿郵便局私書箱 266号

TEL 0120-700-853 / 9:00~18:00 土日祝祭日を除く



( 1 / 1 )  
000165-001/001

請求書 在中

平素はダイヤモンド社の雑誌をご愛読いただき誠にありがとうございます。ご購入期間の更新に伴い、購読料の請求書をお送りいたします。引き続き、弊社雑誌をご愛読賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

《請求書》

読者番号 18047229  
請求番号 039711094

【ご請求額(税込)】 24,500円  
【お支払期日】 2016年07月01日 【請求年月日】 2016年03月09日

【ご契約内容】  
【ご契約者】 京都府長岡京市役所 議会事務局 平成自由クラブ 様

【ご送本先】 京都府長岡京市役所 議会事務局 平成自由クラブ

領 収 証

No. \_\_\_\_\_

平成自由クラブ様

2016年10月5日

★ ￥ 24,500 -

但 吉田地団 1冊  
上記正に領収いたしました

払込金受領証

(コンビニ店舗控)

Table with columns for amount (百, 十, 万, 千, 百, 十, 番) and recipient name (通常払込料金加入者負担).

株式会社ダイヤモンド社

Table with columns for amount (百, 十, 万, 千, 百, 十, 円) showing 24,500.

番号 039711094

\*\*\*\*\*  
京都府長岡京市役所御中

受付局日附印

28-04-06  
長岡開田  
郵便局

(44384)

払込受領証

(コンビニお客様渡し)

払込人氏名  
京都府長岡京市役所 御中

請求番号  
039711094

請求年月  
2016年03月

金額  
24,500円

受取人  
株式会社ダイヤモンド社

受領印

収入印紙貼付欄

受領日附印

長岡京市神足3丁目1の23  
辻 文具店

TEL 03-100-XXXX

訳  
額  
額等(%)

事務費 ⑤ ⑥

納入通知書兼領収証書

主管課名	総務課
納入者	平成自由クラブ 様
年度	平成 28 年度
会計	01 一般会計
金額	¥2,700 円
科目	12 複写機使用料負担金

納付目的  
平成 28 年度複写機使用料 (4~9月)

納付期限 平成 28 年 12 月 30 日限り

納付場所 長岡京市役所  
または、下記金融機関

京都銀行	池田泉州銀行
京都信用金庫	関西アーバン銀行
京都中央信用金庫	三井住友信託銀行
りそな銀行	三菱東京UFJ銀行
みずほ銀行	三井住友銀行
近畿労働金庫	京滋信用組合
京都中央農協	

上記の金額を納付して下さい。  
平成 28 年 10 月 4 日 長岡京市長



上記の金額を領収しました。

長岡京市会計管理者  
長岡京市指定金融機関  
長岡京市収納代理金融機関  
(納付者保管)

領収印  
出納済  
28.11.22  
京都・長岡

領 収 証

平成自由クラブ様

2016年 11月 16日

★ 4894

但レシート控え9本

上記正に領収いたしました

京都府長岡京市天神4丁目3-1

株式会社 西文堂

電話 (075) 951-1121 (代)

内 訳  
 税抜金額  
 消費税額等 (%)

事務費 ⑦

納入通知書兼領収証書

主管課名	総務課
納入者	平成自由クラブ 様
年度	平成 28 年度
会計	01 一般会計
金額	¥890 円
科目	12 複写機使用料負担金
<p>納付目的 平成 28 年度複写機使用料 (10~3月)</p> <p>納付期限 平成 29 年 5 月 31 日 限り</p> <p>納付場所 長岡京市役所 または、下記金融機関          京都銀行 池田泉州銀行          京都信用金庫 関西アーバン銀行          京都中央信用金庫 三井住友信託銀行          りそな銀行 三菱東京UFJ銀行          みずほ銀行 三井住友銀行          近畿労働金庫 京滋信用組合          京都中央農協</p> <p>上記の金額を納付して下さい。 平成 29 年 3 月 31 日 長岡京市長</p> <p>上記の金額を領収しました。</p>	
<p>長岡京市会計管理者 長岡京市指定金融機関 長岡京市収納代理金融機関 (納付者保管)</p>	
<p>領収印 出納済 29.4.12 京都長岡京市長印</p>	

別記様式第3号（第8条関係）

平成29年 4月 21日

長岡京市議会議長  
上村 真造 様

会 派 名 平成自由クラブ  
代表者名 八 木 浩



平成28年度調査研究報告について

長岡京市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、別紙のとおり 平成28年度調査研究報告書を提出します。



平成28年度調査研究報告書

会派名 平成自由クラブ

事業名	質問力でになう「政策議会」
事業の実施時期	平成29年2月15日（水）
事業の実施場所	研修会場 京都府京都市（京都テルサ） 講師 土山希美枝 龍谷大学教授
事業の内容	<p>～一般質問の機能を発揮させる～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. たかが一般質問、されど一般質問             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般質問は義務ではない</li> <li>② なぜ一般質問は重視されるのか</li> </ol> </li> <li>2. 一般質問の仕組みと機能             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 監査機能②政策提案機能③一般質問の制度条件</li> </ol> </li> <li>3. 一般質問がもつ課題の現状と背景             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 残念な質問、もったいない質問②「無謬の行政」という幻想</li> </ol> </li> <li>4. 機能する一般質問のために             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 論点整理②情報収集③実施とその前後</li> </ol> </li> <li>5. 政策議会の資源としての一般質問</li> </ol>
所感	<p>質問力＝情報収集×問題意識×整理・分析する力×説明する力×議論する力であり、議員の質問力は総合的な政策形成力であり、議員の政治家としての活動と知見の集約である。一般質問において問題を問題といえる監査機能、わがまちの状況を反映した具体的な政策提案機能を果たし、市民の信託に応えられるよう議員として質問力の向上に努めていきたい。</p>